

短期退職時の手数料返戻金制度に関する事項

採用決定者が、入社辞退や自己都合によりまたは就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、甲の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法に違反し、それを事由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、採用決定者本人が上記等の理由以外で専ら採用側の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行わないものとする。

入社後1週間未満の場合：本件報酬の100%

入社後1か月未満の場合：本件報酬の50%

入社後2か月未満の場合：本件報酬の30%

入社後3か月以上4か月未満の場合：本件報酬の20%

入社後5か月以上6か月未満の場合：本件報酬の10%

を紹介手数料を採用決定者の退職日30日以内に返還するものとする。